

高齢者バス・タクシー・へぐり共通助成券 利用の手引き

利用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

利用方法

路線バス（防長交通（株））



降車の際、2枚を上限に、助成券を運賃箱に入れ、残りの運賃を現金でお支払いください。

- ※1回の乗車につき、助成券2枚まで利用できます。
- ※柳井市を乗車地または降車地とするときに利用できます。
- ※高速バスでの利用はできません。

【利用例】

運賃300円 → 100円券2枚 + 現金100円

運賃550円 → 400円券1枚 + 100円券1枚 + 現金50円

タクシー（助成券の裏表紙参照）



- ①乗車の際、乗務員に助成券が利用できるか確認してください。
- ②降車の際、乗務員に助成券を渡し、残りの運賃を現金でお支払いください。

- ※1回の乗車につき、最大1,000円分の助成券が利用できます。
- ※支払料金に、寝台タクシーのストレッチャー使用料が含まれるときも利用できます。
- ※相乗りする場合、対象者ごとに最大1,000円分の助成券が利用できます。

【利用例】

- ・対象者1人で利用

運賃2,610円 → 助成券1,000円分 + 現金1,610円

- ・対象者2人で利用

運賃2,610円 → 助成券2,000円分 + 現金610円

へぐり（平郡航路（有））



乗船券購入の際、販売員に助成券を渡し、残りの運賃を現金で支払ってください。

- ※1回の乗船につき、最大1,000円分の助成券が利用できます。
- ※回数券の購入には、最大10,000円分の助成券が利用できます。
- ※自動車航送運賃にも利用できます。

【利用例】

運賃1,570円 → 助成券1,000円分 + 現金570円

利用方法 Q&A

Q どのバス、タクシー、船でも利用できますか？

A 次の交通機関のいずれかでのみ利用できます。

①防長交通（株）が運行し、柳井市を乗車地又は降車地とする路線バス

②柳井市と契約している会社（助成券の裏表紙参照）が運行するタクシー

※介護タクシーや福祉タクシーを利用できる人は、身体の不自由な人などに限られていることがあります。

③平郡航路（有）が運航する定期船「へぐり」

Q お釣りはいらないので、運賃を超える金額分の助成券を利用できますか？

（例1：タクシー運賃690円→助成券700円 例2：バス運賃350円→助成券400円）

A 利用できません。助成券の額が運賃を超えないよう、現金と組み合わせてお支払いください。

正しい利用例1：タクシー運賃690円 → 助成券600円 + 現金 90円

正しい利用例2：路線バス運賃350円 → 助成券200円 + 現金150円

※路線バスは助成券2枚まで

Q タクシー会社が行う割引（運転免許返納者割引、身体障害者割引、知的障害者割引）と併用できますか？

A 併用できます。割引後の運賃にご利用ください。

Q 助成券を持っている他の人とタクシーに乗ったときも利用できますか？

A 利用できます。1人につき1,000円を上限にご利用ください。

Q 障害者タクシー福祉乗車割引証を持っている人とタクシーに乗ったときに、割引証と助成券を併用することはできますか？

A 併用できません。1乗車につきいずれか選択してご利用ください。

Q 予約制乗合タクシー（デマンド交通）でも利用できますか？

A 利用できません。予約制乗合タクシーの運行ルート外での移動や、急な外出時などにご活用ください。

Q バスカードと併用できますか？

A 併用できません。助成券利用時の残りの運賃は、現金でお支払いください。

Q 年度の途中から住民税非課税世帯になりましたが、再申請することはできますか？

A 再申請はできません。課税状況の判定は、申請時の状況（6月までの申請の場合は令和6年度課税状況、7月以降の申請の場合は令和7年度課税状況）で判定します。

Q 市外へ転出した後も助成券を利用できますか？

A 利用できません。転出する際は、未使用分を高齢者支援課へご返却ください。

その他利用に関する注意事項

- 助成券は交付された本人のみ利用できます。
- 有効期限を過ぎた場合は、無効となります。
- 現金との交換、譲渡、販売はできません。
- 助成券は再発行できませんので、紛失にご注意ください。
- 虚偽の申請や不正行為により助成券を受領及び利用した場合は、助成券及び助成額の返還をしていただくことになります。

お問い合わせ

柳井市 高齢者支援課 電話 0820-22-2111（内線186）